

分散投資と資産形成 プラクティス2-「NISA」

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



東日本大震災後、9度目の新春号となりました。謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、オリンピックイヤーでもある2020年が、世界中のすべての人々にとって災害のない平和な年となることを切に祈ります。

さて、昨年6月、政府は「就職氷河期世代支援プログラム」と称して、バブル崩壊後就職状況が著しく悪化した時代に社会に出た世代、35歳～44歳のいわゆる就職氷河期コア世代の就職を支援する体制を確立し、この世代の正規雇用者30万人増を目指す方針を打ち出しました。また、安倍総理大臣は、11月26日の経済財政諮問会議における「就職氷河期世代の就労支援策」の議論を踏まえ、「就職氷河期世代への支援は、わが国の将来に関わる喫緊の課題であり、政府一丸となって取り組んでいく」と述べ、国家公務員の中途採用への具体的取組などにも言及しました。

先般、「老後生活を年金で賄いきれない分として2000万円の貯蓄が必要」とする「老後2000万円問題」がクローズアップされましたが、周知のとおり、この議論は、個人の退職金や年金額、貯蓄額といった域内に帰結する単純なものではなく、生活保護財源を含む国の社会保障コストの増大という極めて深刻な領域に根ざす議論でもあります。非労働力人口が増加し、将来非正規労働者が貧困に陥るなどすれば、国の体力は減退し社会の荒廃にまで至る切実な問題だといわれています。

こうした背景において、老後2000万円問題は国民に危機意識を喚起したとする見方もあり、現に金融庁が個人の長期的マネープランを支援する「iDeCo」や「NISA」など金融商品の口座申込件数が増加したことなどが報じられました。これらは、自己の責任において分散投資を行うに際してほぼ誰もが活用し得るもので、税制面で一定の優遇措置を施すなど、国が制度的環境整備を行いつつ推奨してきた金融商品です。

折しも、昨年12月12日、政府与党は、「成長促進へ投資減税」を目玉とする2020年度の税制改正大綱を決定しました。個人の資産形成を税制面から一層本格的に後押しする体制構築に向けた政府の姿勢が、「iDeCo」と「NISA」の見直しにおいてとりわけ注目されています。人生100年時代に将来国民が国に頼らないための国による国のための投資教育の幕開けといった感も否めませんが、昨年11月号の「iDeCo」に続き、今月号では大幅な見直しとなる「NISA」を取り上げます。

〔質問1〕

少額投資非課税制度「NISA」(ニーサ)とはどのような制度ですか。

〔回答〕

少額投資非課税制度(以下「NISA」)とは、配当金や運用で得た利益を一定額非課税にする制度のことで、2014年の1月から開始されました。通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらの売却益や受取配当金に対して20.135%の税金が掛かりますが、NISAは、「NISA口座(非課税口座)」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になります。

この制度を利用するためには、通常取引口座とは別にこの制度が適用される非課税口座を開設する必要があります。このNISAが適用される口座(以下「非課税口座」)において投資を行った場合、譲渡所得と配当所得が非課税になるというものです。

この制度は、イギリスのISA(Individual Savings Account=個人貯蓄口座)をモデルにしており、日本版ISAとして、NISA(ニーサ・Nippon Individual Savings Account)という愛称が付けられています。NISAが参考にした英国の

ISA制度においては、1999年の導入時は、順調にいかなかった際に制度を取りやめられるよう10年間の時限措置とされましたが、順調に広く普及したことを踏まえ、2008年に正式に恒久的な制度と認められたという経緯を辿っています。

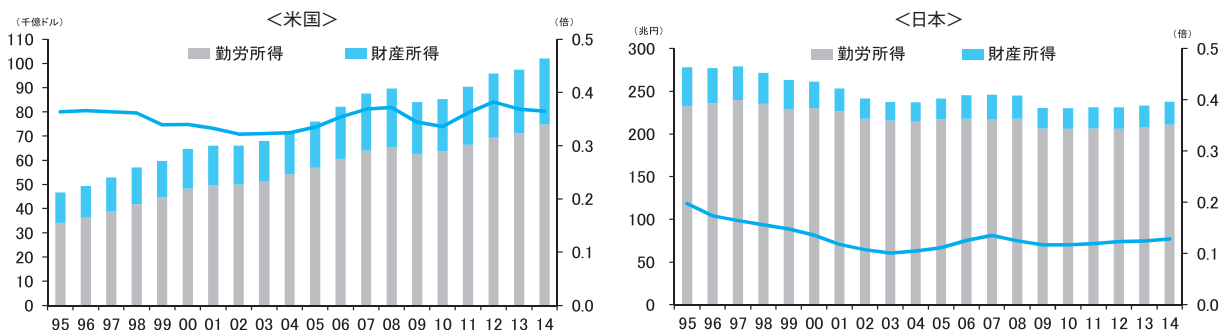
〔質問2〕

少額投資非課税制度「NISA」の趣旨や目的は何ですか。

〔回答〕

金融庁の「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ報告書(2017年3月30日)」(以下「報告書」)によれば、「人口減少や高齢化に直面して、蓄積されている1,700兆円を超える家計金融資産を安定的に増大させていくことが極めて重要であるところ、その52%が現預金であり、米英に比べ株式・投資信託等の割合は低く、有効に運用・活用されているとは言い難い。ゆえに家計金融資産の伸びは、米英に比べ低い水準に留まっており、金融資産を源泉とする財産所得は、米国のように勤労所得を補いつつ家計の総所得に大きく貢献する姿には至っていない(図1参照)。投資リスクを可能な限り軽減しつつ、安定的な資産形成を行うためには、長期の積立・

【図1】日米の家計所得の推移



(注) 勤労所得は被雇用者が実際に受け取る賃金・俸給(個人事業主が受け取る報酬は含まない)。
 財産所得は金融資産による所得(利子・配当・保険)+不動産賃貸料(金融資産や不動産の譲渡益・含み益は含まない)。
 青線は、財産所得の勤労所得に対する比率(右軸)。

(資料) 米 Bureau of Economic Analysis、内閣府資料より、金融庁作成。

(出典) 金融庁：平成27事務年度金融レポート平成28年9月

<https://www.fsa.go.jp/news/28/20160915-4/01.pdf>

分散投資が有効と考えられる。」としています。

このようにNISAは、家計の安定的な資産形成を支援するための制度として、2014年の1月から開始され、その後、子どもの将来に向けた資産形成をサポートする目的で、2016年1月から「未成年者少額投資非課税制度」（ジュニアNISA）が、少額からの長期・積立・分散投資による長期的な資産形成を後押しする目的で、2018年1月から「非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度」（つみたてNISA）がスタートしました。

〔質問3〕

少額投資非課税制度「NISA」の口座数や買付額の現状はどのようになっていますか。

〔回答〕

2019年6月末時点のNISA（一般・つみたて）・ジュニアNISAの口座数及び買付額に関する金融庁の調査結果は図2、図3のとおり、着実に普及・定着が進んでいることが伺えます。しかし報告書では、「利用者が増加しているものの、その

【図2】NISA（一般・つみたて）・ジュニアNISA口座数

	口座数
NISA（一般・つみたて）	1,308万9,411口座
一般NISA	1,161万8,539口座
つみたてNISA	147万872口座
ジュニアNISA	32万8,982口座

（注）一般NISAの口座数は、基準日時点で、金融機関に対してマイナンバーの告知がされておらず、2019年の投資利用枠が設定されていない口座数を含む。

【図3】NISA（一般・つみたて）・ジュニアNISA口座における買付額

	買付額
NISA（一般・つみたて）	17兆593億2,467万円
一般NISA	16兆8,812億3,542万円
つみたてNISA	1,780億8,925万円
ジュニアNISA	1,405億8,345万円

出典：NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査（2019年6月末時点）
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20190920/01.pdf>

利用は国民の一部に留まっている。わが国の成人人口を考えれば、今後さらに広く普及が進む余地も大きいですが、未だ十分に制度の存在を知らない層や、知っていたとしてもその意義を十分理解していない層も多いと考えられる。」として今後より一層の制度の周知が必要であるとしています。

また、個人投資家の裾野を若年層や初心者にも広げて株式市場を活性化するとともに、若年期からの資産形成をサポートすることも制度の目的の一つとされていましたが、実態はNISA口座開設者の大半が高齢者であるなど、制度の目的と実態が乖離していることなどが指摘されています。

〔質問4〕

少額投資非課税制度「NISA」の概要を教えてください。

〔回答〕

NISAは、現在三つの制度が並存していて、分かりにくいという指摘もあります。保有可能期間についてみると、現行では、最長5年間と短い一般NISAと、最長20年間のつみたてNISA、19歳まで最長5年間のジュニアNISAとなっています。また、引き出し制限は、昨年11月号で取り上げたiDeCoについては、老後の公的年金の補完を目的とした制度であるため原則60歳まで運用中の資産を引き出せないという縛りがありましたが、一般NISAとつみたてNISAについては、長期のライフプランに沿った資産形成に安心して活用できるよう、ライフイベントに応じて引き出すことが可能な仕組みになっています。ジュニアNISAについては、子や孫の将来に向けた長期投資という制度の趣旨などから、口座開設者が18歳に達する年までは引き出しを制限した制度設計となっています。

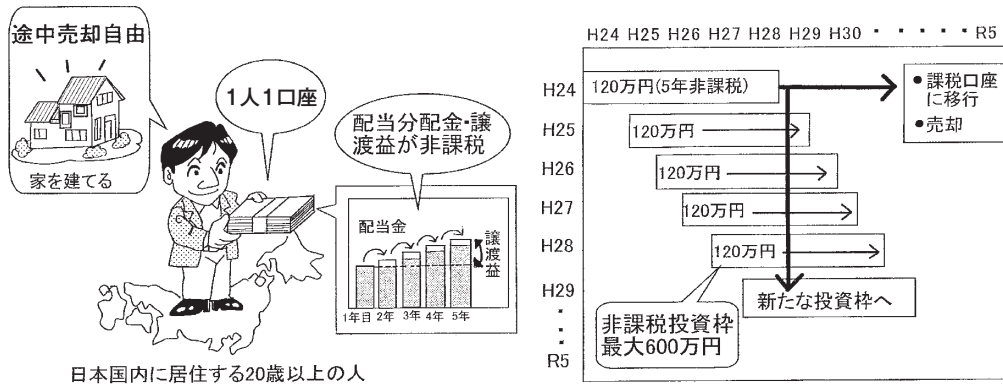
現行NISA各制度の主な概要は図4～図6のとおりとなっており、三制度の特徴を比較すると図7のようになっています。

【図4-1】 現行NISA 制度の概要

1. 非課税対象：NISA 口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額：非課税管理勘定の設定年に、次の金額の合計額で120万円（平成27年分以前は100万円）を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
 - ① その年中の新規投資額
 - ② その口座の他の年分の非課税管理勘定から移管する上場株式等の時価
 （注）非課税期間終了時に移管する上場株式等については、上限（120万円）を超える移管が可能
3. 非課税投資総額：最大600万円（120万円×5年間）
 （注）平成27年分以前は最大500万円（100万円×5年間）
4. 保有期間：最長5年間、途中売却は自由（売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数：1金融商品取引業者につき1口座（口座内に各年分の非課税管理勘定を設ける仕組みとすることにより、毎年新たな口座開設は不要とする。）
6. 開設者：居住者等（その年の1月1日において満20歳^{*}以上である者）
7. 口座開設期間：平成26年（2014年）から令和5年（2023年）までの10年間

^{*}【令和元年度改正】口座の開設をすることができる年齢要件を18歳以上に引下げ（令和5年（2023年）1月1日以後に開設する非課税口座から適用）

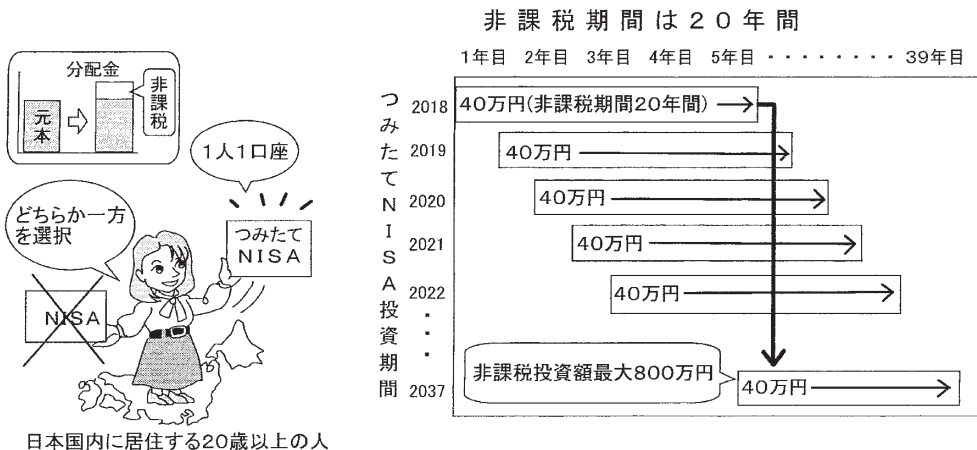
出典：財務省：NISA 制度の概要 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/nisa.htm



日本国内に居住する20歳以上の人

【図4-2】 現行一般NISA の概要

利用できる人	日本国内に居住する20歳以上の人（口座を開設する年の1月1日現在）
非課税対象	株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益
口座開設可能数	1人1口座
非課税投資枠	新規投資額で毎年120万円が上限（非課税投資枠は最大600万円）
非課税期間	最長5年間
投資可能期間	2014年～2023年



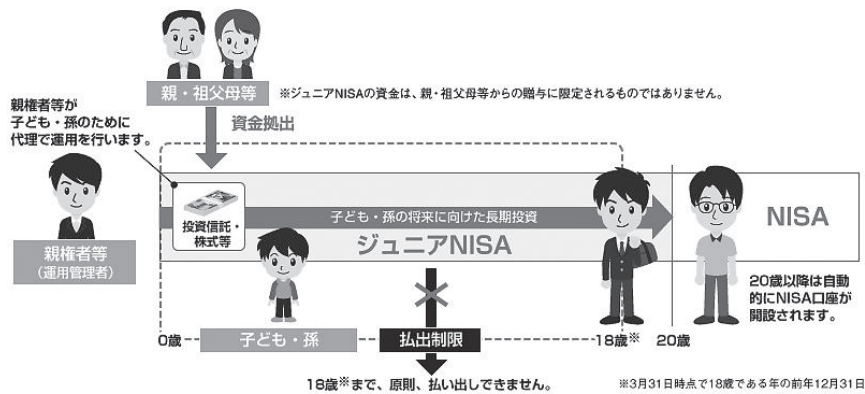
日本国内に居住する20歳以上の人

【図5】 現行つみたてNISAの概要

利用できる人	日本国内に居住する20歳以上の人（口座を開設する年の1月1日現在） ただし、つみたてNISAと一般NISAはどちらか一方を選択して利用可能
非課税対象	一定の投資信託への投資から得られる分配金や譲渡益
口座開設可能数	1人1口座
非課税投資枠	新規投資額で毎年40万円が上限（非課税投資枠は20年間で最大800万円）
非課税期間	最長20年間
投資可能期間	2018年～2037年
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 ○例えば公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの ・販売手数料はゼロ（ノーロード） ・信託報酬は一定水準以下（例：国内株のインデックス投信の場合0.5%以下）に限定 ・顧客一人ひとりに対して、その顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること ・信託契約期間が無期限または20年以上であること ・分配頻度が毎月でないこと ・ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと

【図6】 現行ジュニアNISAの概要

利用できる人	日本に居住する0歳～19歳の人（口座を開設する年の1月1日現在）
非課税対象	株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益
口座開設可能数	1人1口座
非課税投資枠	新規投資額で毎年80万円が上限
非課税期間	最長5年間
投資可能期間	2016年～2023年
運用管理者	口座開設者本人（未成年者）の二親等以内の親族（両親・祖父母等）
払出し	18歳までは払出し制限あり



金融庁：ジュニアNISAの利用イメージ

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/junior/overview/index.html>

【図7】 現行NISA三制度の特徴

	NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
対象年齢	20歳以上	20歳以上	0～19歳
対象商品	株式・投資信託等	一定の要件を満たした投資信託	株式・投資信託等
年間非課税対象	120万円	40万円	80万円
非課税期間	5年間	20年間	5年間
払出し制限	なし	なし	18歳までは払出し制限あり

〔質問5〕

少額投資非課税制度「NISA」を活用する場合の税制上のメリットとデメリットを教えてください。

〔回答〕

NISA を活用する場合の税制上のメリットやデメリットについては、次のような点が挙げられます。

(1) NISA の税制上のメリット

● 投資によって得られた利益が非課税

通常、株式や投資信託に投資して得られる利益（売却益・配当金・分配金）には、所得税・住民税・復興特別所得税として20.315%の税金が課されますが、NISA 口座による利益は非課税となります。具体的には、投資による利益が年間100万円ある場合、税引後の手取金額に203,150円の差が生じることになります（図8参照）。

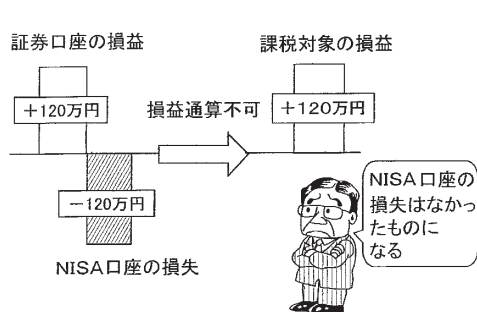
〔図8〕 NISA 口座と課税口座の比較

株式売却益（取得価額－譲渡価額）＝80万円 配当金額＝20万円		
	NISA 口座	課税口座
売却益		80万円
配当金		20万円
税金	0円	100万円×20.315%＝20万円
合計	100万円	80万円

(2) NISA の税制上のデメリット

① 損益通算ができない

通常、株式や投資信託に投資して損失が生じた証券口座がある場合、他の証券口座の利益と相殺することができます。これを「損益通算」とい



ます。しかし、NISA 口座で損失が出て、その損失を他の口座の利益と損益通算することはできません。つまり、NISA 口座の損失はなかったものとなってしまいます。

複数口座で投資をすればいずれかの口座で損失が出るのが考えられますので、この損益通算は税務上非常に重要な制度となっています。

② 損失の繰越控除が出来ない

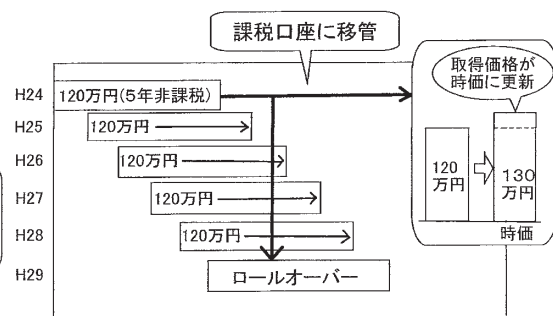
通常、課税口座で年間の投資利益がマイナスになった場合、つまり損失が出た場合、確定申告をすることで、その損失を翌年から3年間繰り越すことができ、翌年以降の投資利益と相殺することができます。これを「損失の繰越控除」といいます。しかし、NISA 口座の場合は、売買損失はなかったものとされるため、損失の繰越控除はできません。

所得税は暦年課税であり、長期に渡り投資を行えば、年間を通して利益が出る年もあれば損失となる年もあり得るため、損失の繰越控除もまた投資においては重要性の高い税制です。

③ 5年間の非課税期間終了後に注意を要する

5年間の非課税期間が終了すると、次の3つの選択肢があり、いずれかを選択することになります。このうち①と②を選択する場合には、取得価格が終了時点での時価に更新されることに注意する必要があります。つまり、5年経過後に売却益が発生して課税されることがあります。

- ① ロールオーバーする（翌年からの非課税投資枠に移す）



- ② 課税口座（特定口座等）に移す
- ③ 売却する

〔質問6〕

2020年の与党税制改正大綱でNISAについてどのような改正が盛り込まれていますか。

〔回答〕

今回の改正は、2023年が一般NISAの投資可能期限とされていることから、期間終了時に投資家が保有株を一斉に売却して株価急落を招くとの懸念が指摘されていたこともあり、投資期限の延長が柱となりました。改正により当面その事態は回避されるとみられています。

また、働く世代の積み立て投資を促進する目的で、2024年以降は新制度も創設されることとなりますが、改正によってさらに複雑な仕組みになり、初心者にとってはますます分かりにくく入り口の遠い制度になることが懸念されます。

与党税制改正大綱に盛り込まれたNISAに関する改正の概要は、それぞれ次のとおりです。

(1) 一般NISA

2024年以降はNISAを2階建てにする方針が盛り込まれました。現行の一般NISAの投資期間終了後、新NISAが創設されることとなります。現行の一般NISAは2023年が期限ですが、期間は5年間延長され、2024年以降2028年までリスクの低い投資信託などに対象を限定した積立枠（1階）と上場株式などにも投資できる枠（2階）ができ、原則として1階部分を利用した人だけが2階部分にも投資できるようになります。上限額は低リスク商品が年20万円で計100万円（20万円×5年）、株式投資などが年102万円で計510万円（102万円×5年）、総計610万円となります。

(2) つみたてNISA

現行つみたてNISAは投資可能期間が2018年～2037年の最長20年間で、積み立て開始が遅くなる

ほど非課税の恩恵が減る不公平感が指摘されていますが、勘定設定期間が2042年12月31日まで5年間延長され、当面20年の投資期間が確保されることとなります。

(3) ジュニアNISA

未成年者口座開設可能期間は延長せず終了することとし、2024年1月1日以後は課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとなります。

本稿で参照した資料等は、以下のサイトでご確認いただけます。

内閣府：「就職氷河期世代支援プログラム」
<https://www5.cao.go.jp/keizai/kyogaki/hyogaki.html>

内閣府：「令和元年第3回経済財政諮問会議議事要旨」令和元年6月11日
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019r/0611/gijiyoushi.pdf>

首相官邸：「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」令和元年11月26日
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201911/26hyogaki.html

内閣府：第12回記者会見要旨 令和元年会議結果 令和元年11月27日
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019r/1127/interview.html>

金融庁：NISAとは？
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/index.html>

日本証券業協会：みんなにいいさ！NISAがいいさ！！
<http://www.jsda.or.jp/nisa/index.html>

国税庁：NISAに関する情報
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/index.htm>

自由民主党／公明党「令和2年度税制改正大綱」2019年12月12日
<https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html>

日本経済新聞 2019/12/13 2:00「NISA・イデコ、税制改正でこう変わる」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO53252920S9A211C1EE2000/>

